役員の報酬等に関する規程

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、学校法人京都西山学園（以下「学園」という。）における、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは、役員のうち、学園に教職員として常時勤務している者をいう。

第２章　報　酬

（報酬額）

第３条　役員であって、学園の教職員としての給与を支給されていない者に、別表第１の年額又は月額の基本報酬を支払う。

２　理事長・専務理事・常勤役員を除く役員には出勤ごとに日当を支払う。

３　理事長の勤務体系は、理事会において決定する。

第３章　退職金並びに退職慰労金

（退職金並びに退職慰労金の支給）

第４条　第３条による報酬又は日当を払う役員が退任したときは、退職金並びに退職慰労金を支給しない。

第４章　旅　費

（旅費の支給）

第５条　常勤役員を除く役員が理事会や評議員会等に出席した場合、旅費を実費で支給する。

（旅費の種類及び旅費額）

第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

２　旅費の額は、別表第２のとおりとする。

（経済路線）

第７条　旅行の経路は、最も経済的な経路及び方法により支給する。ただし、天災その他特別な事情が生じた場合は、実際に経由した経路及び方法による。

２　前項ただし書きによるときは、帰着後ただちに経路変更の承認を得なければならない。

第５章　雑　則

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

1　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

2　評議員については、本規程を準用する。

3　この規程は、令和２年１０月１日から施行する。

4　この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

別　　表

別表 第1（第3条関係）　役員の報酬額

（1）基本報酬：理事長（常勤）

月額	300,000円

（2）基本報酬：理事長（非常勤）・専務理事（非常勤）

月額	80,000円

（3）基本報酬：監事

年額	100,000円

（4）日当：理事・監事（理事長・専務理事・常勤役員を除く）

日額	10,000円
半日額	5,000円

別表 第2（第6条第2項関係）

旅費の区分	旅費額
鉄道賃	旅客運賃 特別急行料金
船賃	実費
航空賃	実費
車賃	実費
宿泊料	実費